

市民活動を財政支援 きらめき補助金交付事業募集

市民協働課
☎70・5640

市民活動を財政的に支援する、きらめき補助金の28年度企画を受け付けます。市内でも防災や防犯、環境、福祉、教育など地域の課題解消に向けて多くの方が活動しています。

地域や社会のために何かをしたい方、思いを活動につなげてみませんか。

◆対象事業 市内に活動拠点がある3人以上の団体が行う、市民対象の公益的な事業(交付実績の例は表1のとおり)

◆対象外の事業 ①営利目的②特定の個人や団体の利益が目的③政治活動か宗教活動が目的④既に市の補助を受けている(のいずれか)

◆対象外の経費 団体事務所の家賃や経常的経費、構成員の件費・飲食費、5万円以上の備品など

◆補助区分 表2のとおり

◆説明会・相談会 2月5日(金)18時～19時30分・6日(土)9時30分～11時、市民活動センターあやせ(中央公民館内)

◆期 3月11日17時まで

◆公開プレゼンテーション 3月11日17時～18時、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館にあります(市ホームページからもダウンロード可)。

◆市民からの寄付金 市民からの寄付金は、市

新設保育所の入所者募集

新たに開所する保育所の入所者を募集します。

▶保育所 下表のとおり(ピッピことり保育園は追加募集)

▶保育を必要とする事由▷就労(夜間などを含む。1か月の労働時間が64時間以上)▷母親の妊娠・出産▷保護者の疾病・障がい▷同居か長期入院している親族の介護・看護▷災害復旧▷求職活動▷就学▷その他市が必要と認めた場合

▶保育料 保護者(扶養義務者)の市民税課税額の合計で保育料を算定。保護者の年収が120万円以下の場合同居する祖父母の課税額で保育料を算定(4月～8月分の保育料は27年度の課税額で、9月～翌年3月分は28年度の課税額で算定)

▶その他 定員超過で待機になる場合あり▶申請 子育て支援課で配布する申込用紙に記入し、就労証明書などを添えて2月29日までに同課へ直接(郵送不可)。すでに他の保育所の4月入所の申し込みをしている方は、希望園変更手続きで対応可能

☎同課☎70・5615。

名称(仮称)	所在地	開所	対象	定員	開所時間	☎
綾瀬ゆめっこ保育園	大上	5月(※)	6か月～未就学の6歳児	60人	月～金曜日7時～20時、土曜日7時～18時	同園開園準備室 ☎046・252・5151
ピッピことり保育園	吉岡	4月	6か月～2歳児	45人	月～金曜日7時～19時、土曜日7時～18時	綾西幼稚園 ☎78・5012

※工事の進捗状況により開所時期が遅れる場合あり

表1 交付実績の例

分野	内容
環境	河川の護岸へのアジサイの植栽
国際	外国籍住民のための生活セミナー、日本語教室
教育	おもちゃドクター養成講座
芸術	児童絵画作品展
福祉	障がい者のためのコンサート、カヌー教室
健康	土産土法のたべもの塾
防犯・防災	防犯講演会、災害時を想定した宿泊訓練

表2 補助区分(28年4月1日現在)

補助区分	①団体の要件②補助上限額(年額)③交付回数の制限
いぶき	①設立1年未満の団体②10万円③1団体1回
はぐくみ	①設立1年以上の団体②20万円③1事業につき3回まで
はばたき	①2つ以上の団体(設立1年以上)が協働で事業を行う場合②50万円③1事業につき5回まで

※年度をまたがる継続事業は、毎年度応募が必要です

と選考会 4月16日(土)12時～18時(予定)、市役所315会議室。応募団体が事業をPRし、有識者と市内の事業者代表などで組織する委員会が選考します。

補助の原資となる推進基金への寄付

納付の猶予や減額の特例も 市税条例の一部を改正

地方税法の改正などに伴い、市税条例の一部を改正しました。

▶猶予制度 一定の要件を満たす方が市税を一時的に納付できない場合、申請により、1年以内に限り納める期間を延長することができ、4月1日以降の申請から適用され、猶予を受けた場合は、期間中の延滞金の全額が一部が免除されます。

▶固定資産税のわがまち特例 27年4月1日以降に新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅で「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく登録などの要件を満たした家は、築後5年程度に限り、固定資産税の3分の2を減額します。

▶3輪・4輪の軽自動車税の税率 27年4月1日～28年3月31日に新規登録をした新車で一定の環境性能を有する車両は、28年度課税分の税率を軽減します。税額は納税通知書でお知らせします。

▶減免申請期限の延長 4月1日から、市民税、固定資産税、軽自動車税などの減免申請期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に延長します。

不要入れ歯などのリサイクルで支援

NPO法人日本入れ歯リサイクル協会・(財)日本ユニセフ協会との協働により、不要となった貴金属や入れ歯の寄付を受け付けています。

回収した入れ歯や貴金属は、金属精製し、益金を市民活動推進基金へマッチングギフトにより繰り入れるほか、ユニセフが世界の子どもたちの支援に役立てるものです。

市役所ロビーに専用回収ボックスを設置していますので、協力をお願いします。

口座振替で前納がお得

4月～翌々年3月の2年分、4月～翌年3月の1年分、4月～9月か10月～翌年3月の6か月分を口座振替で前納すると、納付書(現金)やクレジットカードで前納するより割引額が多くお得です。また、各月の保険料を口座振替で前納すると50円、1年で600円の割引となります。

2年前納、1年前納、4月～9月分の6か月前納の申込期限は市役所が2月23日、厚木年金事務所は2月29日です。前納した期間の途中で厚生年金などに加入したときは、加入月以降の国民年金保険料が還付されます。

☎保険年金課☎70・5618か同事務所☎046・223・7171。

国民年金保険料

支払者と受給者の確定申告

国民年金保険料を支払うと、全額が所得税・市民税などの控除対象になります。申告には、昨年11月～2月上旬に日本年金機構が発送している「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)などが必要です。

払い忘れた保険料も、昨年中に支払っていただければ控除対象になります。家族の保険料も、支払者の控除対象になるので、同証明書を添付してください。

年金受給者が確定・市県民税申告をする場合、同機構が1月中旬に発送した「公的年金等の源泉徴収票」を提出してください。昨年中に受け取った年金総額や、年金から差し引いた所得税額などの証明に必要です。障害・遺族年金を受けている場合は、課税対象外のため発行されません。

☎保険年金課☎70・5618か厚木年金事務所☎046・223・7171。

5611。7日まで「納期限まで」に延長します。☎同課市民税担当☎70・5611・資産税担当☎70・5626。